

静岡県告示第72号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年2月12日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月12日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	須走小山線	駿東郡小山町用沢字大宗り 1443番の72から 駿東郡小山町用沢字萩窪 1441番の10まで	前	㊸ 13.0~14.1	192.5
			後	㊸ 13.0~14.1	192.5
		㊹ 9.8~25.2		400.0	
		駿東郡小山町用沢字萩窪 1441番の34から 駿東郡小山町用沢字萩窪 1441番の35まで	前	㊺ 11.9	128.1
			後	㊺ 11.9	128.1
				㊻ 11.2~13.3	133.3

備考 ㊸、㊹、㊺及び㊻は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。